

## 第3章 機能別活動計画の基本方針

### 3. 1 基本方針

#### (1) 機能別活動計画の目的

- 機能別活動計画は、大規模災害時における県外からの支援が必要な機能（業務項目）を具体化し、対応の流れ及び調整窓口を明確化することにより、県及び市町村に対する人的・物的支援を円滑に受け入れることを目的とする。

#### (2) 長野県広域受援計画が対象とする受援の範囲

- 長野県広域受援計画が対象とする「受援」の範囲は、下記のとおりとする（図3-1）。また、被災市町村は、被害の規模に応じて、段階的に応援要請を行う（①⇒②⇒③）。

- ① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

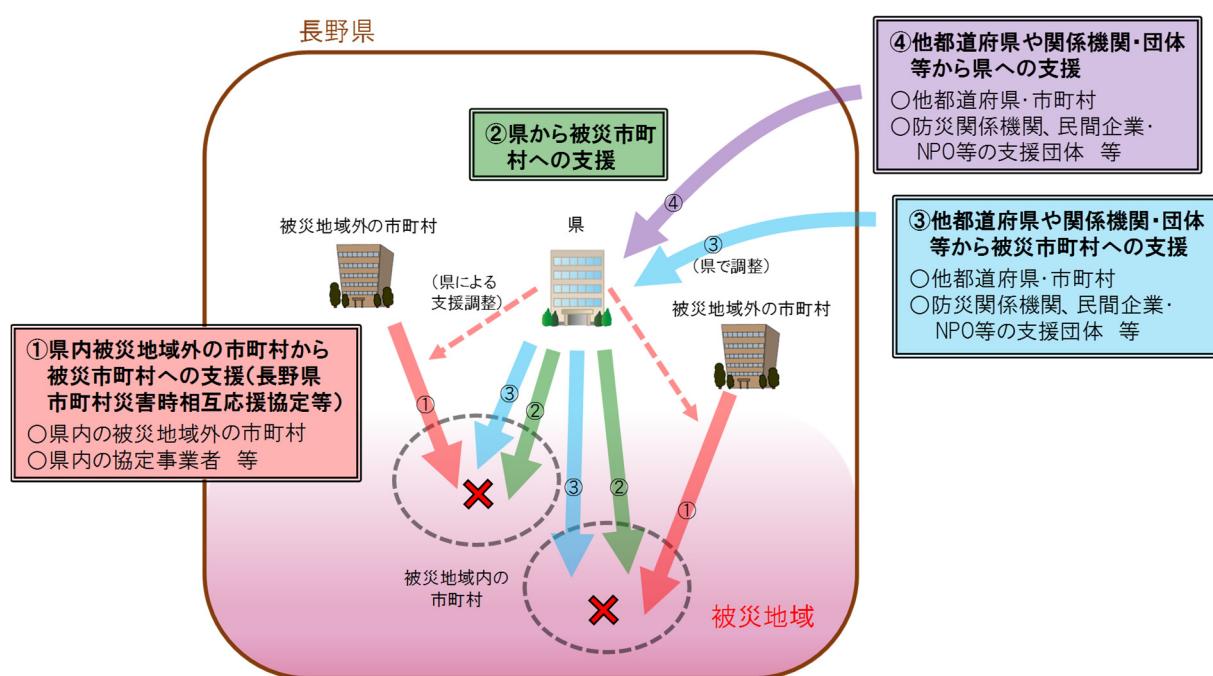


図 3-1 長野県広域受援計画が対象とする受援の範囲イメージ

#### (3) 受援業務項目の抽出及び機能別活動計画の構成

受援業務項目の抽出及び機能別活動計画の構成の検討については、図3-2のフローに従い実施した。

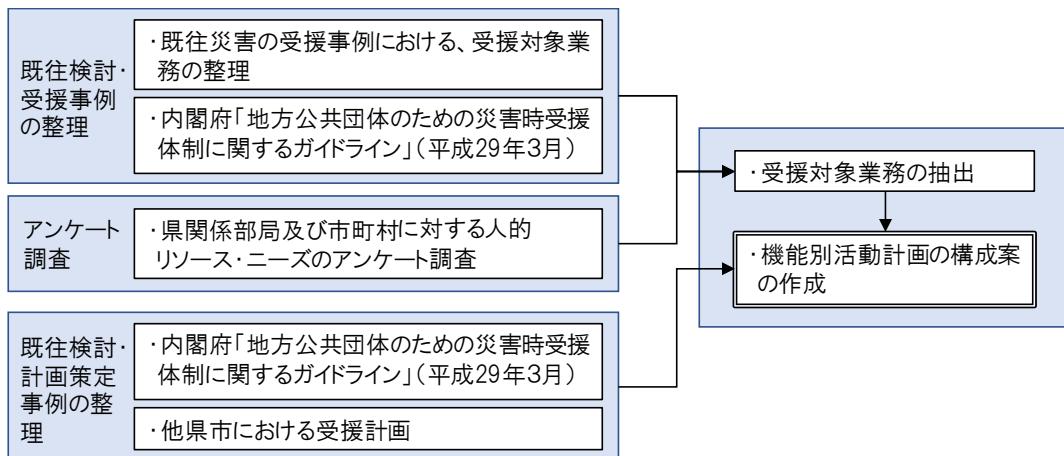


図3-2 受援業務項目の抽出及び機能別活動計画の構成の検討フロー

- 近年の大規模災害時における受援事例や、検討委員会及び専門部会の意見、内閣府ガイドライン並びに県関係部局及び市町村に対する人的リソース・ニーズのアンケート調査結果を踏まえ、受援対象業務を抽出した。
- 受援対象業務として、内閣府ガイドラインに示されている「活発な応援が実施されている業務」※のほか、山岳県における初動時に重要となる「航空医療搬送」や、既往災害においても課題となつた「遺体の対応」及び「緊急車両・優先給油施設への燃料供給」を抽出した（表3-1）。
- 抽出された受援対象業務に基づき、内閣府ガイドライン及び他県市の受援計画の策定事例を参考とし、本県における機能別活動計画の構成を作成した（表3-2）。
- 機能別活動計画には、災害時の機能ごとに以下をとりまとめた。

  - ① 基本方針
  - ② 関係機関の事務分掌を時系列的に整理した業務の流れ
  - ③ 県各部局の対応フロー、関係機関連絡先、関連計画等をとりまとめたカルテ

※ 内閣府ガイドラインに示されている「活発な応援が実施されている業務」

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ○救助・救急活動        | ○避難所等、被災者の生活対策   |
| ○特別な配慮が必要な人への対策 | ○物資等の輸送、供給対策     |
| ○ボランティアとの連携・協働  | ○公共インフラ被害の応急措置等  |
| ○建物、宅地等の応急危険度判定 | ○被害認定調査、罹災証明の交付等 |
| ○生活再建支援         | ○災害廃棄物処理         |

このうち、「生活再建支援」については、「3.(1) 行政職員支援」の枠組みで実施。

表 3-1 長野県機能別活動計画の構成及び想定災害別の受援対象業務の整理

受援対象業務	地震						風水害	火山災害
	構造線断層帯 (全体)	糸魚川－ 長野盆地西縁 断層帯	伊那谷断層帯 (主部)	(陸側) 巨大地震	南海トラフの 巨大地震	首都直下地震		
<b>1. 救助・消防・救命活動</b>								
(1)救助・消防・救命活動	○	○	○	○		○	○	
(2)航空医療搬送	○	○	○	○	○	○	○	
<b>2. 緊急輸送ルートの確保に係る活動方針</b>								
(1)緊急輸送ルートの確保	○	○	○	○		○	○	
<b>3. 人的支援(応援職員の受け入れ)に係る活動方針</b>								
(1)行政職員支援	○	○	○	○		○	○	
(2)建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援	○	○	○	○				
(3)避難所運営支援	○	○	○	○		○	○	
(4)住家の被害認定調査・罹災証明交付支援	○	○	○	○		○	○	
(5)ボランティア・NPO等の活動調整	○	○	○	○	○	○	○	
(6)遺体の対応	○	○	○	○		○	○	
(7)災害廃棄物等の処理	○	○	○			○	○	
(8)その他技術・専門職員支援	○	○	○	○	○	○	○	
<b>4. 物的支援に係る活動方針</b>								
(1)物資の確保	○	○	○			○	○	
(2)物資流通	○	○	○	○		○	○	
<b>5. 医療・保健・福祉活動に係る活動方針</b>								
(1)救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	○	○	○	○		○	○	
(2)要配慮者対応支援	○	○	○	○		○	○	
<b>6. 燃料調達に係る活動方針</b>								
(1)緊急車両・優先給油施設への燃料供給	○	○	○			○	○	

表 3-2 長野県機能別活動計画の構成と既往計画における受援業務項目との対応

長野県機能別活動計画の構成 「3. 機能別活動計画」※1		専門 部会	内閣府※2 ガイドライン	岩手県※3	秋田県※4	千葉県※5	千葉市※6	「南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動に 関する計画」との対応
3. 2 救助・消防・救命 活動に係る活動方針	(1)救助・消防・救命活動	救助	◎			○		第3章 救助・救急、消火活 動等に係る計画 第4章 医療活動に係る計画
	(2)航空医療搬送	救助				○		
3. 3 緊急輸送ルートの 確保に係る活動方針	(1)緊急輸送ルートの確保	物的	◎				○	第2章 緊急輸送ルート計画
3. 4 人的支援(応援 職員等の受け入れ)に 係る活動方針	(1)行政職員支援	人的	△ (災対本部 の運営)	○	○		○	
	(2)建築物応急危険度・宅 地危険度の判定支援	人的	◎	○			○	
	(3)避難所運営支援	人的	◎	○	○		○	
	(4)住家の被害認定調査・ 罹災証明交付支援	人的	◎				○	
	(5)ボランティア・NPO等の 活動調整	人的	◎		○	○	○	
	(6)遺体の対応	人的		○			○	
	(7)災害廃棄物等の処理	人的	◎		○		○	
	(8)その他技術・専門職員 支援	人的			○			
3. 5 物的支援に係る 活動方針	(1)物資の確保	物的	◎	○	○	○	○	第5章 物資調達に係る計画
	(2)物資流通	物的	◎	○		○	○	
3. 6 医療・保健・福祉 活動に係る活動方針	(1)救護所支援・保健指導 支援・医療機関支援	救助 人的	◎	○	○	○	○	第3章 救助・救急、消火活 動等に係る計画
	(2)要配慮者対応支援	人的		○	○		○	
3. 7 燃料調達に係る 活動方針	(1)緊急車両・優先給油施 設への燃料供給	物的					○	第6章 燃料供給及び電力・ ガスの臨時供給に係る計画
3. 8 その他	・海外からの人的・物的等 支援の受け入れ			○	○		○	

※ 1 「長野県広域受援計画基本構想」の目次に対応

※ 2 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン (H29.3、内閣府)

◎：現在「活発な応援が実施されている業務」

△：現在は応援・受援が積極的には行われていないが、今後「積極的な応援受援の可能性がある業務」

※ 3 「岩手県災害時受援応援計画」(H27.3)

※ 4 「秋田県災害時広域受援マニュアル」(H29.4)

※ 5 「千葉県大規模災害時における応援受入計画」(H28.3)

※ 6 「千葉市災害時受援計画」(H28.3)

#### (4) 受援対象業務全体の流れ

大規模災害の発災後における、全受援対象業務の流れを図 3-3 に整理する。

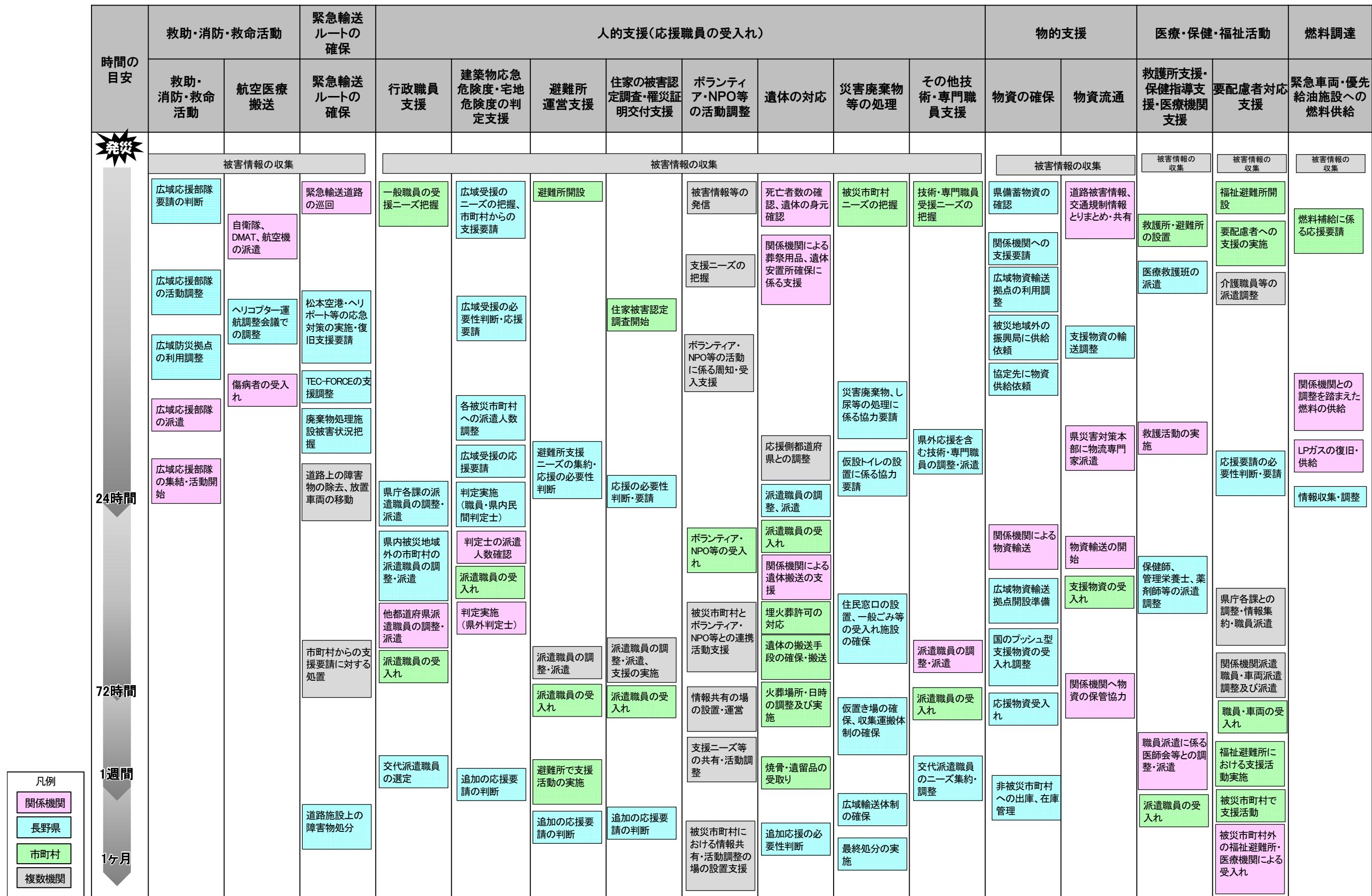


図 3-3 全受援対象業務の流れ

※業務開始時期の順序の目安を示している。

## (5) 受援に伴う費用負担及び事故時の責任

### 1) 費用負担の考え方

- 協定に基づく応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側（被災地方公共団体）が負担することとする。詳細については、当該協定等に定めるとおりとする。
- 協定に基づかない応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側が負担することとする。費用負担については、可能な範囲であらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。
- 協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等に対し、原則として応援に要する費用の負担を依頼する。費用負担については、可能な範囲であらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

### 2) 事故時の責任の考え方

- 応援者が業務の従事中に負傷、疾病又は死亡した場合における補償等に要する費用や、業務上第三者に損害を与えた場合などの費用負担については、あらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

### ＜参考＞

- 災害救助法が適用された場合に、支払対象となる主な業務を表3-3に示す。  
なお、知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用については、災害救助法が適用された場合、県が支弁する。

表3-3 主な応援・受援業務における災害救助法の対象経費

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考  
※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条1項第一号）。

出典）地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府、平成29年3月）

### 3. 2 救助・消防・救命活動に係る活動方針

#### (1) 救助・消防・救命活動

##### 1) 目標

- 県は、人命救助を最優先事項とし、自衛隊、消防、警察、DMAT<sup>6</sup>、TEC-FORCE 等の関係機関による応援を円滑に受け入れ、被災地域における救助・消防・救命活動を支援する。

##### 2) 課題

- 広域防災拠点に集結した広域応援部隊等が、被害情報や道路情報を収集できるよう、広域防災拠点に情報共有・提供機能を整備する必要がある。
- 進出拠点や宿営地等の確保について、関係機関間で同じ施設を指定する可能性があるため、調整が必要である。

##### 3) 基本方針

- 県は、人的被害、建物被害、火災の発生状況、道路状況等の被害情報を収集、政府現地対策本部をはじめとする関係機関と共有し、発災 72 時間後までを目処とした救助・消防・救命活動、緊急輸送ルートの確保の実施を関係機関に要請する。
- 広域応援部隊は、必要に応じて広域防災拠点に一時集結し、被害情報や道路情報を共有した上で、災害対策本部で決定された対処方針に従い、災害現場での救助・消防・救命活動を実施する。
- 市町村は、管内の被害状況を踏まえ、救助・消防・救命活動に係る応援が必要と判断した場合は、直ちに知事に対して応援要請を行う。

##### (事前対策)

- 県は、広域防災拠点において、被害情報や道路情報を関係機関と共有するため、災害対策本部との情報伝達手段や、関係機関への情報提供手段を整備する。
- 県は、広域応援部隊の進出拠点や宿営地の競合を防ぐため、関係機関が予定している進出拠点等を把握した上で、想定災害に対する広域防災拠点の利用区分（利用主体ごとの割り当て）を検討するとともに、発災時には、災害状況に応じて柔軟に利用区分を設定する。

#### 4) 活動に係る実施事項

- 県各地方部は、被災市町村における被害情報を把握し、県災害対策本部に報告する。

<sup>6</sup> DMAT (Disaster Medical Assistance Team) : 大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

- 県各地方部は、市町村からの報告がない場合には、大規模災害等の発生を想定し、当該市町村にリエゾン<sup>7</sup>を派遣するなど、情報収集に努める。
- 県災害対策本部は、広域応援部隊の要請を判断し、派遣された広域応援部隊（自衛隊、警察、消防、DMAT、TEC-FORCE）の活動調整を行う。
- 県災害対策本部は、被災地域外に広域防災拠点を設置し、利用区分を関係機関に伝達する。
- 県災害対策本部は、拠点の利用区分等について、各広域応援部隊と調整を行う。
- 県関係課及び関係機関は、通行規制情報など道路情報を収集し、災害対策本部に報告する。
- 災害対策本部は、集約した道路情報等を関係機関と共有する。
- 市町村は、必要と判断した場合は、直ちに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

#### 長野県の実施機関

##### 災害対策本部、各地方部

関係課：消防課、交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室、  
健康福祉政策課、医療推進課、道路管理課、道路建設課、  
都市・まちづくり課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集	・被害情報の収集・関係機関・政府現地対策本部との共有	・被害情報の収集・報告	・被害情報の収集・報告	・被害情報の収集・報告
・広域応援部隊（自衛隊、警察、消防、DMAT、TEC-FORCE）の派遣	・広域応援部隊要請の判断 ・自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、DMAT等の活動調整		・被災市町村の被害状況の把握	・緊急消防援助隊の応援要請
・TEC-FORCEによる道路啓開支援	・広域防災拠点の設置・利用調整			
部隊の撤収				

図 3-4 救助・消防・救命活動の流れ

<sup>7</sup> リエゾン：災害が発生又は発生するおそれのある場合に、支援組織から被災市町村等に派遣され、情報収集や現地ニーズの把握を行う職員。

## (2) 航空医療搬送

### 1) 目標

- 県は、国、他都道府県、自衛隊、消防、警察、医療機関等の関係機関に対して応援要請を行うとともにヘリコプター運航調整会議を開催し、円滑な航空医療搬送を実施する。

### 2) 課題

- 患者搬送は、患者の状態を考慮した上で、迅速かつ効率的に行う必要がある。
- 複数の航空搬送拠点と SCU の設置場所を確保する必要がある。
- 搬送手段は、可能な範囲内で最大限活用する必要がある。

### 3) 基本方針

- 県は、航空搬送拠点を速やかに確保し、SCU を設置するとともに、医療搬送に使用する航空機を確保し、その運航調整を行う（国が調整するものを除く。）。
  - 県は、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう搬送先を検討する。
  - 関係機関は、県の要請に応じ、DMAT その他の人員及び航空機を派遣し、医療搬送を行うとともに、被災地域外では、被災地域からの患者の受入体制を確保する。
- (事前対策)
- 県は、SCU 設置場所の検討と SCU 用資器材の整備を行う。
  - 災害時に使用するヘリコプター離発着場を確保する。

### 4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、収集した被害情報に基づき、関係機関の応援が必要と認めるときは、人員及び航空機の派遣を関係機関に要請する。
- 県災害対策本部は、ヘリコプターの安全な運航を確保するため、関係機関とヘリコプター運航調整会議を開催し、ヘリコプターの運航調整を行う。
- 県関係課は、航空搬送拠点の被災状況の確認を行う。
- 県関係課は、SCU を設置する。
- 県関係課は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）<sup>8</sup>の運用を開始する。
- 県関係課は、被災地域外の医療機関での患者の受入要請を行う。
- 県関係課は、関係機関とともに患者の搬送調整を行う。
- 市町村は、医療救護所を設置する。

---

<sup>8</sup> EMIS (Emergency Medical Information System) : 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とした、広域災害・救急医療情報システム。

## 長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：消防課、交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室、  
医療推進課 など

関係機関	長野県			市町村	
	災害対策本部	関係課	各地方部		
発災	・被害情報の収集 ・災害派遣 ・DMAT 派遣 ・航空機の派遣 ・被災地域外の医療機関での傷病者の受入れ	・被害情報の収集 ・関係機関への応援要請	・被害情報の収集 ・航空搬送拠点の被災状況の把握 ・SCUの設置 ・EMIS運用開始	・被害情報の収集 ・EMIS運用開始	・被害情報の収集
	・ヘリコプター運航調整会議での調整 ・災害派遣 ・DMAT 派遣 ・被災地域外の医療機関での傷病者の受入れ	・ヘリコプター運航調整会議での調整	・ヘリコプター運航調整会議での調整 ・傷病者の搬送調整		・医療救護所の設置
	・部隊の撤収				

図 3-5 航空医療搬送に係る支援の受け入れの流れ

### 3. 3 緊急輸送ルートの確保に係る活動方針

---

#### (1) 緊急輸送ルートの確保

##### 1) 目標

- 県は、国土交通省 TEC-FORCE による技術的支援を受け入れ、管理施設の被害状況調査、緊急輸送ルートの道路啓開、緊急排水、土砂災害危険箇所などの二次災害の防止等の対応を円滑に実施する。
- 県は、松本空港の復旧を自ら実施する。
- 県は、ヘリポートについて市町村等による復旧を支援する。

##### 2) 課題

- 災害対応の要である道路アクセスを確保するため、発災後直ちに道路被害を把握し、必要に応じて道路啓開を実施する必要がある。
- 土砂災害の多発が想定される地域では、発災 3 日間での道路啓開は困難と想定される。
- 災害救助法の適用にあたり、県及び市町村管理施設の被害状況調査を迅速かつ正確に把握する必要がある。

##### 3) 基本方針

- 県は、人的被害、建物被害、火災の発生状況、道路状況等の被害情報を収集、政府現地対策本部をはじめとする関係機関と共有し、発災 72 時間までの人命救助を最優先に、その後、孤立地域の解消や、都市部への支援物資の輸送等を優先した道路啓開支援を関係機関に要請する。
- 関係機関は、緊急輸送道路上の障害物の除去、放置車両の移動について、県及び市町村等に対する応援を実施する。
- 地方整備局は、県及び市町村の要請を受けて TEC-FORCE を派遣し、被害状況調査、道路啓開等に係る技術的支援を実施する。
- 市町村は、管理道路上の放置車両等の障害物の移動を行い、緊急通行車両の通行ルートを確保する。対応力を超える障害物が発生した場合は、知事等への応援要請を行う。

##### 4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、被災市町村からの道路啓開に関する応援要請をとりまとめ、総合調整を行う。
- 県関係課は、県管理道路の啓開及び災害対策基本法に基づく放置車両の移動等を実施する。
- 県関係課は、協定に基づく県建設業協会、県レッカー協会への応援要請や、地方整備局に対する TEC-FORCE の派遣要請及び災害対策用車両等の支援要請を行う。
- 県関係課は、各地方整備局から市町村に派遣されるリエゾンの派遣調整を行う。

- 県関係課は、市町村に対し、緊急通行車両の通行ルート確保について指示する。
- 県関係課は、緊急輸送路として確保すべき道路上の障害物除去の実施について、市町村を支援する。
- 県関係課は、除去された道路施設上の障害物に係る処分を実施する。
- 市町村は、市町村管理道路上の放置車両等の障害物の移動を実施する。必要に応じて、知事等に対し応援要請を行う。

### 長野県の実施機関

#### 災害対策本部、各地方部

関係課：交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室、建設政策課  
技術管理室、道路管理課、農地整備課、信州の木活用課、  
資源循環推進課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集 ・緊急輸送路の通行止め ・緊急輸送路の巡回	・被 告 情 報 の 収 集 ・政府現地対策本部との共有	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集
・レッカー車、クレーン車の出動要請 ・TEC-FORCE の派遣  ・緊急輸送道路上の障害物の除去 ・放置車両等の移動		・被災市町村へのリエゾン派遣調整、TEC-FORCE の支援調整、災害対策用車両等の支援申請等 ・協定に基づく関係団体への応援要請 ・県管理道路上の放置車両等の移動等 ・緊急通行車両の通行ルート確保に係る市町村への指示	・被災市町村の被害状況の把握  ・協定に基づく関係団体との協働  ・市町村管理道路上の放置車両等の移動等	
・市町村等からの応援、協力要請に対する措置	・市町村からの応援要請に係る総合調整	・緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物除去に係る市町村支援		・市町村管理道路上の放置車両等の移動等に係る知事等への応援要請
・TEC-FORCE の撤収		・道路施設上の障害物に係る処分		・関係機関からの応援、協力要請に対する措置

図 3-6 緊急輸送ルートの確保の流れ

### 3. 4 人的支援（応援職員等の受入れ）に係る活動方針

---

#### （1）行政職員支援

##### 1) 目標

- 県は、庁内の一般行政職員に係る受援ニーズを把握し、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づく応援職員の派遣要請を行い、応援職員の受入れにより円滑な災害対応を実施する。
- 県は、県全域の被害状況及び県職員の被災状況を踏まえて、県庁一般職員の派遣を行うとともに、県庁職員のみで不足する場合は、非被災都道府県等の関係機関に対して行政職員の派遣を要請し、被災市町村の対応を支援する。

##### 2) 課題

- 大規模災害時には、複数の市町村が同時に被災し、派遣職員の規模が大きくなるため、他都道府県からの派遣職員を含めた応援調整が必要である。
- 小規模な市町村では、災害対応の際は職員が圧倒的に不足するため、被災市町村の職員が実施すべき必須業務を抽出し、役割分担を検討しておく必要がある。
- カウンターパート方式<sup>9</sup>による非被災都道府県の被災市町村の支援についても枠組みを検討する必要がある。

##### 3) 基本方針

- 県は、災害対策本部の運営等を支援する専門家の支援を受け入れる。
- 県は、被災市町村における一般職員の受援ニーズを収集把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、県からの派遣職員を決定し、派遣先市町村に伝達する。
- 県は、県の支援だけでは被災市町村への応援職員が不足する場合、他県・市町村からの応援職員の受け入れを行うとともに、その被災市町村派遣等の調整を行う。
- 県は、各被災市町村の被害の種類・規模と、支援都道府県の能力を踏まえて、支援都道府県を被災市町村に割り当てる。
- 関係機関は、応援職員の調整を行い、被災市町村へ派遣する。派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

---

<sup>9</sup> カウンターパート方式：被災地方公共団体に特定の応援地方公共団体を割り当てることにより、責任を持って継続的に応援する方式

#### 4) 活動に係る実施事項

- 県及び市町村は、災害対策本部等における指揮統制の補佐や、災害マネジメントを支援可能な専門家の支援を受け入れる。
- 県の各地方部は、被災市町村における窓口業務等の支援にあたる一般職員の受援ニーズを把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における一般職員の受援ニーズを集約する。
- 県災害対策本部は、各課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県災害対策本部及び県関係課は、派遣職員の調整を行い、派遣に係る決定事項を各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

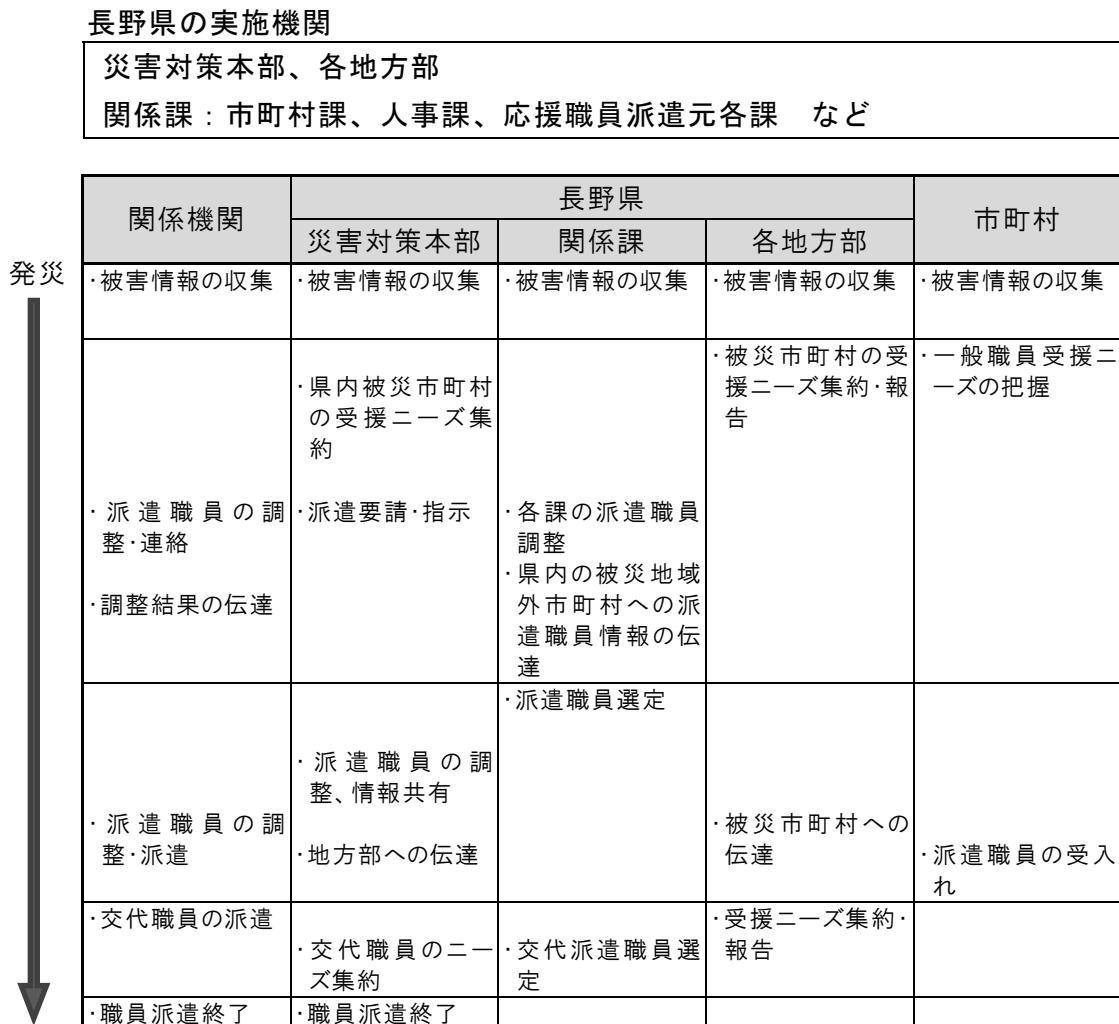


図 3-7 行政職員支援の流れ

## (2) 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援

### 1) 目標

- 被災市町村にて行う建築物応急危険度判定、宅地危険度判定に必要な判定士の確保のため、県は、県庁内関係課や県内の被災地域外の市町村、及び他都道府県への要請手続き、判定士の現地派遣調整を円滑に行い、被災市町村の対応を支援する。

### 2) 課題

- 大規模災害時には多くの被害が想定されており、建築物応急危険度判定、宅地危険度判定実施にあたり、多くの判定士確保が必要となる。
- 二次被害防止に向けて、早期に建築物応急危険度判定、宅地危険度判定を行う判定士を確保する必要がある。
- 行政ならびに民間人も含め被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を養成する必要がある。
- 判定活動を指揮する判定コーディネーターを養成する必要がある。
- 民間人も含め、県外からの支援を受け入れる体制を構築する必要がある。

### 3) 基本方針

- 県は、被災市町村における被害状況を収集・把握し、県全域の被害状況や被災市町村からの派遣支援要請等を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、応援職員の派遣調整を行った上で、県庁職員のみでは応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 県及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

### 4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における被害状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における被害状況を集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。
- 県関係課は、県庁職員だけでは職員が不足する場合、県内市町村、県内関係団体、関係機関（被災建築物応急危険度判定協議会、被災宅地危険度判定連絡協議会、国土交通省（住宅局、都市局））に対して応援職員やTEC-FORCEの派遣を要請する。
- 県関係課及び関係機関は派遣職員の調整を行い、派遣に係る決定事項について各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：建築住宅課、都市・まちづくり課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
				・被害情報の収集
	・広域支援の必要性判断	・関係機関への応援要請	・被災市町村の被害状況集約・報告	・被害状況報告 ・支援本部に派遣支援要請
・職員の派遣調整・派遣		・各地方部への派遣人数判断	・各被災市町村への派遣人数調整 ・派遣職員の受け入れ	・派遣職員の受け入れ ・危険度判定実施
・交代職員の派遣	・交代職員のニーズ集約	・交代派遣職員選定		
・職員派遣終了	・職員派遣終了			

図 3-8 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援の流れ

### (3) 避難所運営支援

#### 1) 目標

- 被災市町村にて行う避難所運営に必要な一般職員の確保のため、県は、県庁内関係課や県内非被災市町村、県外市町村への要請手続き、職員の現地派遣調整を円滑に行い、被災市町村の対応を支援する。

#### 2) 課題

- 大規模災害時には多くの避難者が発生し、被災直後より避難所開設・運営等において、人手が必要となる。
- 避難所においては、避難者の適切なニーズ把握や避難者の健康管理・心のケア、介護サービスの調整、支援物資の受入れ・管理、生活環境衛生の確保等への支援が必要となる。

#### 3) 基本方針

- 県は、被災市町村における避難状況を収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況、避難施設の被災状況等を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
  - 県は、応援職員の派遣調整を行った上で、県職員のみでは応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
  - 県及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。県は、応援職員の派遣期間中における被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の応援要請や応援の終了等の判断を行う。
  - 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- (事前対策)
- 県は、市町村と連携し、地域住民による避難所の運営体制の構築や、避難所開設期間の長期化防止等、避難所運営に係る検討を推進する。

#### 4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における避難状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における避難状況を集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関（応援側の都道府県（知事会等））に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県災害対策本部及び県関係各課は、派遣職員の調整を行い、派遣に係る決定事項を、各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

## 長野県の実施機関

### 災害対策本部、各地方部

関係課：山岳高原観光課、食品・生活衛生課、教育政策課、  
高校教育課、特別支援教育課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集
	・避難所支援ニーズの集約・応援の必要性判断 ・応援要請		・被災市町村の状況集約・報告	・被害状況の把握 ・職員配備（避難所の開設・受入れ） ・振興局への避難状況報告
・派遣職員の調整・派遣		・派遣職員の調整・派遣		・派遣職員の受け入れ ・避難所で支援活動
・交代職員の派遣	・交代職員のニーズ集約	・交代派遣職員選定		
・職員派遣終了	・職員派遣終了			

図 3-9 避難所運営支援の流れ

#### (4) 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援

##### 1) 目標

- 被災市町村にて行う住家の被害認定調査や罹災証明交付に必要な職員の確保のため、県は、県庁内関係課や県内非被災市町村、県外市町村への要請手続き、職員の現地派遣調整を円滑に行い、被災市町村の対応を支援する。

##### 2) 課題

- 大規模災害時には多くの建物被害が想定されており、住民の罹災証明発行に早期に着手するため、迅速な住家被害認定調査を行う必要がある。
- 罹災証明発行時には、膨大な数の申請者が訪れることが想定され、一定数の窓口、職員確保が必要となる。

##### 3) 基本方針

- 県は、被災市町村における被害状況を収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況等を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、住家の被害認定に係る判定基準について、各被災市町村に対し方針を示す。
- 県は、応援職員の派遣調整を行った上で、県庁職員のみでは応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 県及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。県は、被災市町村が作成する住家被害認定調査に係る計画に基づき、支援することとし、必要に応じて、追加の応援等の判断を行う。罹災証明発行の支援等含めて、被災市町村より支援の必要がない旨確認した場合、応援を終了とする。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

##### 4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における被害状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における被害状況を集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関（応援側の都道府県（知事会等））に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県関係課及び関係機関は派遣職員の調整を行い、派遣に係る決定事項について各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：税務課、建築住宅課 など

発災



関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
				・被害情報の収集
		・県内の被災地域外の市町村への派遣職員情報の伝達	・被災市町村の被害状況集約・報告	・住家被害認定調査に係る計画作成 ・住家被害認定調査・状況報告
・派遣職員の調整・派遣	・応援要請	・派遣職員の調整・派遣	・各被災市町村への派遣人数調整 ・職員の受け入れ支援	・派遣職員の受け入れ ・罹災証明の発行
・交代職員の派遣	・交代職員のニーズ集約	・交代派遣職員選定		
・職員派遣終了	・職員派遣終了			

図 3-10 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援の流れ

## (5) ボランティア・NPO 等の活動調整

### 1) 目標

- 被災市町村がボランティア・NPO 等の支援を円滑に受け入れができるよう支援する。また、被災者の多様な支援ニーズに対応できるよう、ボランティア・NPO 等が情報を共有する場を設置し、活動の広域調整を行う。

### 2) 課題

- 大規模災害時には、被災市町村にボランティアセンターが設置されるとともに、県内外から多くのボランティア・NPO 等が被災市町村内で活動することが想定されることから、適切な情報発信、円滑な受け入れのための支援、広域的な情報共有及び活動調整が必要となる。

### 3) 基本方針

- 県、被災市町村、関係機関は連携し、被災市町村における被災者の支援ニーズを把握する。
- 県は、被災市町村の被災状況、災害ボランティアセンターの設置やボランティア・NPO 等の受け入れに関する情報を適切に発信する。
- 県は関係機関と連携し、被災者支援活動を行っているボランティア・NPO 等が活動内容や被災者の多様な支援ニーズ等の情報を共有し、広域的な活動調整を行う場（以下、「情報共有の場」という。）を設置する。
- 県及び関係機関は、被災市町村においてもボランティア・NPO 等による情報共有・活動調整を行う場が設置できるよう支援する。

### 4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部及び各地方部は被災市町村、関係機関と連携し、被災市町村における支援ニーズを把握するとともに、被災市町村に対して県内外のボランティア・NPO 等が支援に入ることがあることを周知する。
- 県災害対策本部及び各地方部は関係機関と連携し、被災市町村とボランティア・NPO 等が相互の役割を認識したうえで、連携した支援活動を円滑に行うことができるよう支援する。
- 県災害対策本部は、被災市町村においてニーズに対応した支援が受けられるとともに、被災市町村間において支援バランスに偏りが出ないよう、適切に情報発信を行う。
- 県災害対策本部は関係課及び関係機関と連携し、県庁又は広域防災拠点に情報共有の場を設置するとともに、被災者支援活動を行っているボランティア・NPO 等に参加を呼びかける。
- 情報共有の場では、定期的に県災害対策本部、関係課、関係機関及びボランティア・NPO 等が活動内容や被災者の多様な支援ニーズ等の情報を共有するとともに、支援ニーズに最大限対応できるよう、必要な活動調整を行う。

- 県災害対策本部、各地方部及び関係機関は連携し、ボランティア・NPO等による被災者支援が地域に密着して長期的に行われることを見込み、被災市町村においても情報共有・活動調整を行う場が設置できるよう支援する。

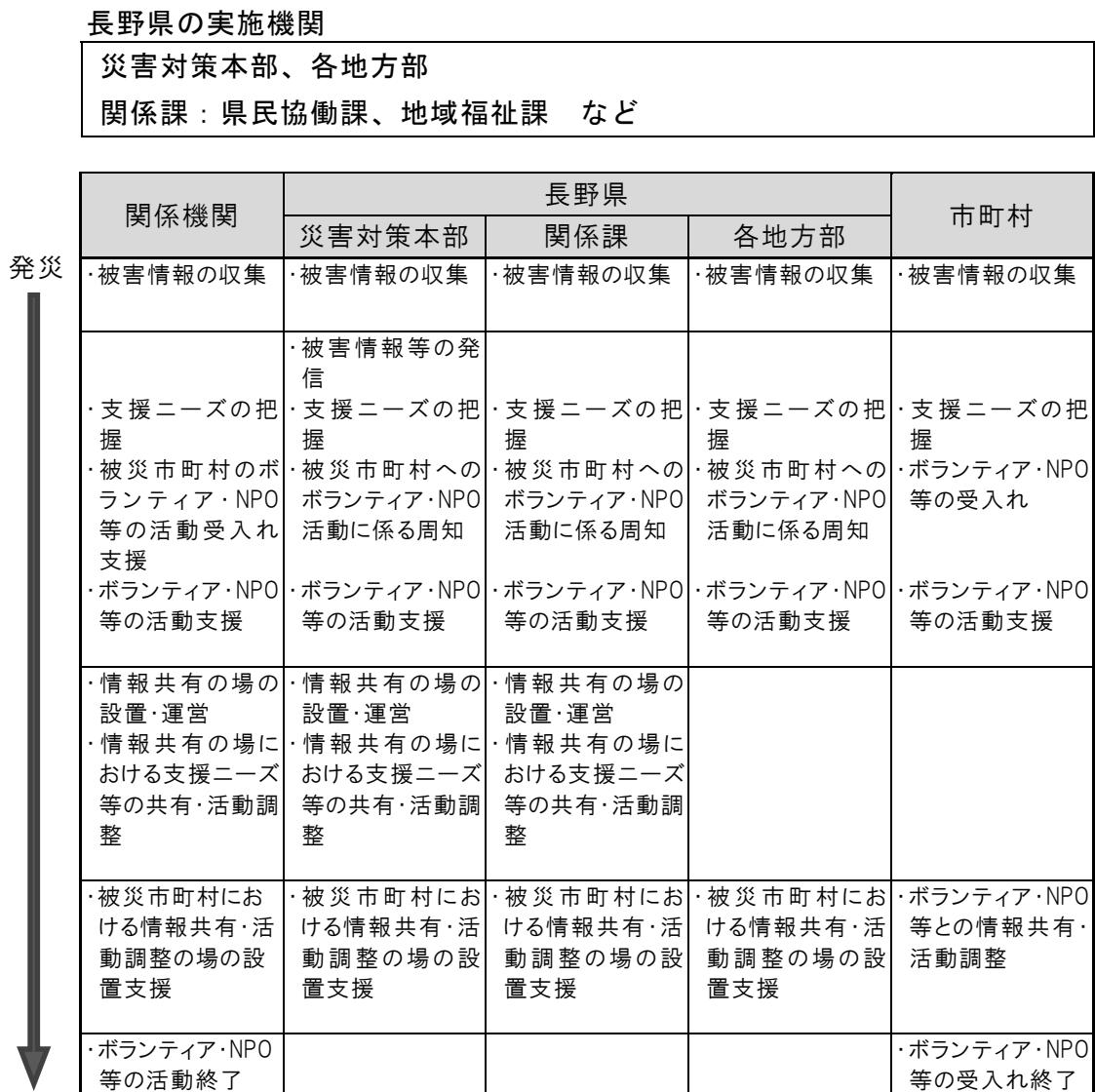


図3-11 ボランティア・NPO等の活動調整の流れ

## (6) 遺体の対応

### 1) 目標

- 県は、広域応援部隊による搜索、県内、県外の応援火葬場による火葬及び安置所の確保、搬送手段の確保、遺体の搬送等に係る応援を要請し、被災市町村による遺体の対応を支援する。

### 2) 課題

- 大規模災害時には、複数の市町村が同時に被災し、遺体検視の実施体制の確保困難、遺体搬送手段の不足、安置所の不足が懸念される。
- 火葬場の不足により、遺体安置が長期にわたるおそれがある。

### 3) 基本方針

- 県は、被災市町村における人的被害の情報を収集し、行方不明者の搜索及び遺体の検視・身元確認について関係機関に応援を要請する。
- 県は、被災市町村における遺体搬送、火葬の受援ニーズを収集、把握し、関係機関に遺体の搬送、受入れ及び火葬の実施に係る応援を要請する。
- 関係機関は、搜索支援にあたる応援職員の調整を行い、被災市町村へ派遣する。派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- 関係機関は、応援火葬場と調整し、遺体の受入れ及び火葬を実施する。
- 市町村は、管内の被害状況を踏まえ、搜索及び遺体の扱いに係る応援が必要と判断した場合は、県に応援を要請する。

### 4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における遺体搬送、火葬ニーズを把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における遺体搬送、火葬ニーズを集約し、応援の必要性を判断する。
- 県関係課は、遺体の搬送や火葬の実施に係る関係機関への応援要請・調整を行う。
- 市町村は、管内の被害情報を収集し、災害の状況により搜索や遺体の搬送、火葬に係る応援が必要と判断した場合は、県知事に応援を要請する。
- 市町村は、遺体の引取り対応、埋火葬許可への対応、焼骨・遺留品の受取り等の対応を実施する。

## 長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：食品・生活衛生課、医療推進課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・行方不明者の捜索 ・遺体の検視・身元確認	・被害情報の収集	・遺体の検案、遺体安置場所の確保等	・被害情報の収集	・被害情報の収集
・葬祭用品の供給、遺体安置所確保に係る支援 ・応援火葬場との調整	・応援の必要性判断	・火葬に係る応援要請・調整 ・遺体搬送に係る応援要請	・被災市町村の受援ニーズ集約・報告	・応援要請(遺体搬送、火葬等) ・遺体安置所の設置 ・遺体の引取り対応、身元不明人の広告
・遺体の搬送支援 ・遺体の受入れ  ・火葬の実施		・派遣職員の調整、派遣 ・火葬要員の確保支援		・派遣職員の受け入れ ・埋火葬許可への対応 ・遺体の搬送手段の確保・搬送 ・火葬場所・日時等の連絡調整
・交代職員の派遣	・交代職員のニーズ集約	・交代派遣職員選定		
・職員派遣終了	・職員派遣終了			・焼骨・遺留品の受取り(引取り者のないもの)

図 3-1-2 遺体の対応に係る活動の流れ

## (7) 災害廃棄物等の処理

### 1) 目標

- 県は、被災地域の災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理及び処理能力を超える場合の広域応援による処理について、被災市町村の対応を支援する。

### 2) 課題

- 大規模災害時には、多くの災害廃棄物等が発生し、各被災市町村の処理施設では対応しきれず、広域応援による処理が必要となる。
- し尿処理を行うための施設が被災した場合、仮設トイレ等により一時的なし尿処理を行う環境を整備する必要がある。

### 3) 基本方針

- 県は、被災市町村における受援ニーズを収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況、災害廃棄物等の発生状況等を踏まえて、各被災市町村の災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者を手配する。
- 県は、処理業者の活動期間中における被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の手配や応援の終了等の判断を行う。
- 県は、処理業者の活動期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

### 4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、災害廃棄物等の処理に係る被災市町村の受援ニーズを把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村の受援ニーズを集約し、関係課と共有する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 関係課は、災害廃棄物等の発生量、処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼動見込み等把握した上で、協定に基づく災害廃棄物、し尿等の処理に係る協力要請を行う。
- 県災害対策本部は、協定に基づく仮設トイレの設置に係る協力要請を行う。
- 関係機関は災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者の手配及び仮設トイレのリースに協力する。
- 関係課は、必要に応じて、災害廃棄物等の処理や一般廃棄物処理施設災害補助に係る助言を行う。
- 県災害対策本部は、派遣に係る決定事項について要請元の被災市町村に伝達する。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：資源循環推進課 など

発災  
↓

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
		・被害情報の収集		・被害情報の収集 ・被害状況・ニーズの把握
・災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者の手配に係る協力	・被災市町村の受援ニーズ集約	・協定に基づく災害廃棄物、し尿等の処理に係る協力要請	・被災市町村の受援ニーズ集約・報告	・災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者の手配要請
・仮設トイレのリースに係る協力	・仮設トイレの設置に係る協力要請			・仮設トイレの設置要請
・協力終了				

図 3-1-3 災害廃棄物等の処理の流れ

## (8) その他技術・専門職員支援

### 1) 目標

- 県は、府内の技術・専門職員に係る受援ニーズを把握し、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づく応援職員の派遣要請を行い、応援職員の受入れにより円滑な災害対応を実施する。
- 県は、被災市町村の技術・専門職員に係る受援ニーズを把握し、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整及び応援職員の派遣を行い、被災市町村の対応を支援する。

### 2) 課題

- 大規模災害時には、各種の専門技術（道路、上下水道、環境、農業施設、林道、河川・砂防施設、教育関係者、文化財施設の復旧等）を有する職員が必要となる。
- 県は、各種専門技術に係る受援ニーズを適切に把握し、被災市町村を支援する必要がある。

### 3) 基本方針

- 県は、被災市町村における受援ニーズを収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況等を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、応援職員の派遣調整を行った上で、県庁職員のみでは応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 県及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。県は、応援職員の派遣期間中における被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の応援要請や応援の終了等の判断を行う。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

### 4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村の受援ニーズを把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村の受援ニーズを集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県災害対策本部、県関係課及び関係機関は派遣職員の調整を行い、各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

## 長野県の実施機関

### 災害対策本部、各地方部

関係課：市町村課、人事課、水大気環境課、生活排水課、農業政策課、農地整備課、信州の木活用課、森林づくり推進課、建設政策課、河川課、砂防課、教育政策課、心の支援課、文化財・生涯学習課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
				・技術・専門職員受援ニーズの把握
・派遣職員調整、調整結果の伝達	・県内被災市町村の受援ニーズ集約	・県内の被災地域外の市町村への派遣職員情報の伝達 ・担当各課への派遣職員照会 ・派遣職員の調整	・被災市町村の受援ニーズ集約・報告	
・派遣職員の調整・派遣	・派遣職員の調整、情報の共有 ・地方部への伝達	・県派遣職員の選定	・被災市町村への伝達	・派遣職員の受け入れ
・交代職員の派遣	・交代職員のニーズ集約	・交代派遣職員選定	・受援ニーズ集約・報告	
・職員派遣終了	・職員派遣終了			

図 3-1-4 その他技術・専門職員支援の流れ

### 3. 5 物的支援に係る活動方針

---

#### (1) 物資の確保

##### 1) 目標

- 県は、国、他都道府県等の関係機関からの支援物資を円滑に受け入れ、被災者へ配分するための物資を確保する。

##### 2) 課題

- 大規模災害では、県内の複数市町村の被災が想定されるため、物資の不足が想定され、県のほか被災地域外の市町村からの物資提供についても検討が必要である。
- 国によるプッシュ型支援物資の円滑な受入れを含め、県の広域物資輸送拠点における受入れ体制を確保する必要がある。
- 支援物資の受入れ・配分能力の不足や、到着時期の遅れ等により、余剰物資が広域物資輸送拠点に滞留するおそれがある。

#### 3) 基本方針

- 県は、避難者数、道路状況等の被害情報を収集、関係機関と共有し、被害規模に応じて支援物資の供給を関係機関に要請する。大規模災害時には、国が実施するプッシュ型支援物資の受入れを実施する。
- 関係機関は、県に対して支援物資の要請や広域物資輸送拠点の運営等について助言するため、県災対本部へ物流専門家を派遣する。
- 関係機関は、協定等に基づく県からの応援要請を受け、物資の調達・製造、備蓄物資の提供等を行う。
- 市町村は、備蓄物資だけでは物資の不足が想定される場合、県に対し支援要請を行う。

#### 4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、被災市町村からの物資供給要請を踏まえ、被災地域外の振興局への物資供給依頼、協定先等への物資支援要請及びとりまとめを行う。
- 県災害対策本部は、関係機関と広域物資輸送拠点の利用調整を行い、拠点の開設準備を実施する。
- 県災害対策本部は、国のプッシュ型支援物資の受入れ調整を行う。
- 県関係課は、関係機関及び協定先等への物資支援要請及び調達を行う。
- 県各地方部は、市町村からの物資供給要請をとりまとめ、県災害対策本部に報告する。
- 県各地方部は、備蓄物資では不足が想定される場合、県災害対策本部に報告する。
- 市町村は、管内の被害状況を踏まえ、備蓄物資だけでは物資の不足が想定される場合、県に対し支援要請を行う。

## 長野県の実施機関

### 災害対策本部、各地方部

関係課：暮らし安全・消費生活課、食品・生活衛生課、薬事管理課、  
水大気環境課、産業政策課、農業政策室、農業技術課、  
保健厚生課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集 ・会員倉庫の利用状況の確認	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集 ・県備蓄物資の確認	・被害情報の収集
・県災対本部へ物流専門家派遣 ・プッシュ型支援の実施決定 ・物資調達の開始 ・物資(主食・副食等)の調達・製造	・広域物資輸送拠点利用調整 ・非被災振興局に物資供給依頼 ・協定先に物資供給依頼 ・調達状況の取りまとめ	・協定先に食料・生活物資の支援要請 ・日本水道協会等に給水の支援要請 ・米販売事業者・農協等に食料品の支援要請 ・農林水産省に食料の調達 ・協定先に棺・ドライアイス等の確保要請 ・学校給食施設の被災状況の収集	・被災市町村からの供給要請とりまとめ ・備蓄不足の報告	・物資の支援要請
・調達物資の輸送開始 ・備蓄物資等の輸送・提供	・広域物資輸送拠点開設準備 ・国のプッシュ型支援物資の受け入れ調整	・備蓄医薬品等の供給調整 ・生協から食料・生活物資の調達		・支援物資の受け入れ
・物資供給終了		・学校給食施設の対応方針検討		

図 3-15 物資の確保の流れ

## (2) 物資流通

### 1) 目標

- 県は、物流関係機関による物資輸送に係る応援を円滑に受け入れ、被災市町村の地域内輸送拠点までの物資輸送を実施する。

### 2) 課題

- 円滑な物資輸送を実施するには、道路情報の把握が必要であり、関係機関間で情報共有する必要がある。
- 国によるプッシュ型支援物資について、県の広域物資輸送拠点から先の物資輸送体制を明確化する必要がある。
- 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点においては、荷物の積み込み、積み下ろしが容易に実施できるよう施設整備が必要である。

### 3) 基本方針

- 県は、被災市町村における避難所等の状況や、道路情報などの被害情報を収集、関係機関と共有し、協定等に基づく物資輸送及び物資保管に係る協力を関係機関に要請する。

- 関係機関は、協定に基づく輸送協力及び保管協力を行う。

- 関係機関は、協定等に基づき県災対本部へ物流専門家を派遣する。

#### (事前対策)

- 国によるプッシュ型支援物資について、県の広域物資輸送拠点から市町村の地域内輸送拠点、地域内輸送拠点から避難所までの物資輸送主体について検討する。

- 輸送機関間の地域分担の割振りについて検討する。

- 広域物資輸送拠点においてフォークリフト等の荷役機械を使用できるよう、施設整備を推進する。

### 4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、県関係課及び関係機関から派遣される物流専門家とともに、支援物資の輸送調整を実施する。

- 県関係課及び関係機関は、通行規制情報など道路情報を収集し、災害対策本部に報告する。

- 県災害対策本部は、集約した道路情報等を関係機関と共有する。

長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：建設政策課 技術管理室、道路建設課、道路管理課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
発災	・被害情報の収集  ・道路被害情報、交通規制情報のとりまとめ・共有 ・会員企業の被害状況の確認	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集
	・各輸送関係機関に対する協力要請 ・トラック・運転手の確保 ・県災対本部へ物流専門家派遣 ・TEC-FORCEによる道路啓開の実施	・支援物資の輸送調整	・支援物資の輸送調整  ・通行規制情報の収集及び道路情報の提供 ・緊急輸送路の確保	・被災市町村の被害状況の把握
	・物資輸送 ・食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力			・支援物資の受入れ
	・協力終了			

図 3-16 物資流通に係る支援の受入れの流れ

### 3. 6 医療・保健・福祉活動に係る活動方針

---

#### (1) 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援

##### 1) 目標

- 県は、関係機関に派遣要請を行い、災害対応に係る保健医療活動を行うチーム（以下、「保健医療活動チーム」という。）を円滑に受け入れる。

##### 2) 課題

- 県及び関係機関間で的確な情報連携と保健医療活動チームの適切な派遣調整を行い、保健医療活動が効率的に行われる必要がある。
- 保健医療調整本部の設置及び保健医療活動の総合調整の実施について定める必要がある。

##### 3) 基本方針

- 県は、被災市町村等と連携し、関係機関や保健医療活動チームとの情報連携を密にし、被災地域のニーズに沿った派遣調整を行う。
  - 関係機関は、県からの応援要請を受け、医師、看護師等の派遣に係る調整を行う。
- (事前対策)
- 県は、医療活動の総合調整の実施について、今後、保健医療調整本部の設置、体制及び関係機関との役割分担等について検討する。

##### 4) 活動に係る実施事項

- 県災害医療本部は、被災市町村や地方部（保健福祉班）、及び関係機関から被害情報を収集し、保健医療活動の支援に係るニーズを把握する。
- 県災害医療本部は、把握したニーズに基づき、関係機関による応援が必要と認める場合は、関係機関に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- 県災害医療本部は、関係機関との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置する。
- 県災害医療本部は、派遣された保健医療活動チームについて、地方部（保健福祉班）等を通じて被災者の保健医療ニーズに応じた派遣調整を行う。
- 県災害医療本部は、保健医療チームの派遣後も、被災市町村や地方部（保健福祉班）、関係機関、派遣された保健医療活動チームとの情報連携を行い、被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえて保健医療活動チームの派遣調整を行う。

## 長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：健康増進課、医療推進課、保健・疾病対策課、薬事管理課 など

関係機関	長野県			市町村
	災害医療本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集 ・EMIS 運用開始	・被害情報の収集
		・医療救護班、DPAT <sup>10</sup> 、看護師等医療関係者の派遣調整		・救護所・避難所開設 ・県への応援要請
・職員派遣調整	・地方部、関係機関からの情報集約 ・応援要請	・保健師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等の派遣調整	・被災市町村の状況集約・報告	・派遣職員の受け入れ
・応援職員に係る調整・派遣	・応援職員派遣に係る調整			
・職員派遣終了	・職員派遣終了			

図 3-17 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援に係る支援の受け入れの流れ

<sup>10</sup> DPAT（災害派遣精神医療チーム、Disaster Psychiatric Assistance Team）：自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援などの活動を行うために、都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた精神医療チーム。

## (2) 要配慮者対応支援

### 1) 目標

- 被災地域において、高齢者や障がい者等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が、速やかに避難し、また良好な環境のもとで避難生活が送れるよう被災市町村に対する支援等を行う。

### 2) 課題

- 大規模災害時は、要配慮者の避難先（福祉避難所等）において、要配慮者の介護・健康管理等を行う人員が不足する。
- 大規模災害時は、市町村があらかじめ指定した福祉避難所だけでは、要配慮者の避難先として不足する可能性がある。
- 要配慮者は、自力での避難が困難である場合が多い。

### 3) 基本方針

- 県は、被災市町村における要配慮者の状況を収集・把握し、必要に応じて、介護を行う人材や手話通訳者等の派遣調整を行う。
- 県は、要配慮者が速やかに避難できる体制が整備されるように市町村を支援する。
- 県は、平時から県内市町村に対して、必要な福祉避難所の確保を促すとともに、災害時に福祉避難所が不足した場合は、要配慮者の受入れに係る支援を行う。

### 4) 活動に係る実施事項

- 市町村は、福祉避難所を開設する。
- 市町村は、要配慮者の被災市町村外の福祉避難所・医療機関への移送を行う。
- 市町村は、避難所に避難していない要配慮者に対しても見守りや健康相談などを行う。
- 県災害対策本部は、県内被災地域において、介護及び健康管理を行う人材や手話通訳者等が不足する場合に、国、他県、県内市町村及び関係団体等と人材派遣に係る調整を行う。
- 県関係課及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。
- 県関係課は、追加の応援要請や応援の終了等の判断を行う。必要に応じて交代要員を派遣する。
- 県災害対策本部は、災害時に福祉避難所が不足した場合、県内市町村、他県及び関係団体等と要配慮者の受入れに係る調整を行い、要配慮者の避難支援を行う。

## 長野県の実施機関

災害対策本部、各地方部

関係課：こども・家庭課、健康福祉政策課、介護支援課、障がい者支援課、山岳高原観光課 など

発災

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集
			・被災市町村の状況集約・報告	・福祉避難所開設 ・要配慮者への支援 ・応援要請
・職員・車両派遣 調整・派遣	・応援要請 ・応援職員の派遣 調整	・応援要請 ・応援職員の派遣 調整		
・被災市町村外の 福祉避難所・医療機関による受 入れ			・被災市町村への 派遣人数、車両 台数調整	・職員・車両の受 入れ ・支援活動 ・被災市町村外の 福祉避難所・医療 機関による受 入れのための移 送
・交代職員の派遣	・交代職員の二 次集約	・交代は県職員選 定		
・職員・車両派遣 終了	・職員派遣終了			

図3-18 要配慮者対応支援の流れ

### 3. 7 燃料調達に係る活動方針

---

#### (1) 緊急車両・優先給油施設への燃料供給

##### 1) 目標

- 県は、政府や石油業界等の関係機関による燃料供給を円滑に受け入れ、緊急車両や優先給油施設の燃料確保を図る。

##### 2) 課題

- 中核 SS<sup>11</sup>を利用可能な緊急車両の範囲を明確にする必要がある。
- 道路啓開・復旧や除雪に必要な大量の軽油の確保方策を検討する必要がある。
- 松本空港や県内のヘリポートに対するヘリ燃料やジェット燃料の補給方策について検討しておく必要がある。

##### 3) 基本方針

- 県は、被災市町村からの燃料補給に係る応援要請を踏まえ、政府緊急災害対策本部に対する燃料供給依頼や、関係機関との協定に基づく緊急車両への優先給油や、L P ガスの調達・復旧に係る要請を行う。
- 関係機関は、災害時石油供給連携計画を発動し、燃料供給に係る調整を踏まえた供給を行う。

##### (事前対策)

- 中核 SS 等における給油が可能な緊急車両の範囲を明確にし、中核 SS 等にあらかじめ周知する。
- 道路啓開等に使用する作業車についても優先給油が受けられるようするなど、軽油の確保方策を検討する。
- 県外から松本空港等への燃料補給経路を優先啓開ルートに指定するなど、発災直後からの燃料輸送を確保する。

##### 4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、被災市町村からの燃料補給に係る応援要請を踏まえ、政府緊急災害対策本部に対する重要施設、避難所、医療機関、社会福祉施設への燃料供給依頼を行う。
- 県災害対策本部及び関係課は、政府緊急災害対策本部及び経済産業省・エネルギー庁と連携し、情報収集及び燃料供給調整を行う。
- 県関係課は、協定に基づく緊急車両への優先給油を要請する。
- 県関係課は、協定に基づく L P ガスの調達・復旧依頼を行う。
- 市町村は、県に対して燃料補給に係る応援要請を行う。

---

<sup>11</sup> 中核 SS (サービスステーション)：災害時に地域の石油製品供給の拠点となる、自家発電設備や大型タンク等を備えたガソリンスタンド。緊急車両への優先給油を実施するため、一般車両は利用できない。

- 県は、応援に駆け付ける関連機関へ「緊急通行車両通行証」の発行手続きを行う。

**長野県の実施機関**

**災害対策本部、各地方部**

**関係課：産業政策課、ものづくり振興課 など**

関係機関	長野県			市町村
	災害対策本部	関係課	各地方部	
・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集	・被害情報の収集 ・燃料補給に係る応援要請
・燃料供給要請の承認及び関係省庁への対応指示 ・災害時石油供給連携計画の発動及び調整  ・全石連への要請 ・県石油組合への要請	・重要施設、避難所、医療機関、社会福祉施設への燃料供給依頼	・LPガスの調達・復旧依頼  ・緊急車両への優先給油要請	・被災市町村の被害状況の把握	
・要請に基づく、燃料供給の調整及び要請 ・調整を踏まえた燃料の供給  ・供給終了	・情報共有・調整	・情報共有・調整	・情報共有・調整	

図 3-19 緊急車両・優先給油施設への燃料供給に係る支援の受け入れの流れ

### 3. 8 その他

---

#### (1) 海外からの人的・物的等支援の受入れ

##### 1) 目標

- 大規模災害時に政府の緊急災害対策本部より、海外からの人的支援・物的支援等に対するニーズの照会があり、必要と判断した場合には、県は国に対し支援要請を行い円滑に受け入れる。

##### 2) 課題

- 国の緊急災害対策本部や外務省と連携しつつ、県において、海外からの捜索・救助チームや医療チームの活動地域等を調整する必要がある。

##### 3) 基本方針

- 国は、海外からの支援申し出をとりまとめ、県に対し支援ニーズの有無を確認する。
- 国は、県から人的支援の要請があった場合、外務省を通じて支援国の駐日大使館に対し、支援チームの水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等の確保を要請・確認するほか、海外からの捜索・救助チームや医療チームに、外務省のリエゾンを帯同させる。
- 国は、県から物的支援の要請があった場合、県の広域物資輸送拠点又は県が指定する場所までの物資輸送を行う。
- 県は、県内における海外支援へのニーズを確認し、必要に応じて国に支援要請を行う。
- 県は、国内からの広域支援と同様、前項までの支援に係る活動方針の一環として、必要と判断した場合には海外からの人的支援・物的支援を受け入れる。
- 県は、救助活動や医療活動の支援について、被災地域において自己完結で活動できる能力のある部隊に限定して受け入れる。

※国の活動については、内閣府「地方公共団体のための災害時支援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）を基本に、内閣府ヒアリングを踏まえて記載